



holdings group

第71回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年5月27日（木曜日）
午前10時（開場午前9時30分）

開催場所

大崎ブライトコアホール
東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア3階

※会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようにご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告	26
株主総会参考書類	31

- ◆新型コロナウイルス感染症の状況にご留意いただき、株主の皆様を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前にインターネット又は郵送により議決権を行使いただくことをご推奨申し上げます。感染による影響が特に大きいとされる、ご高齢や基礎疾患のある株主様や妊娠中の株主様には、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ◆本株主総会会場では、係員のマスクの着用やアルコール消毒液の設定など、感染予防措置を講じてまいります。ご出席の株主様におかれましても、総会会場内にて検温やマスク着用等をお願い申し上げます。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。
- ◆今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<https://yondoshi.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ◆当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。何卒、株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社4°Cホールディングス

証券コード：8008

証券コード 8008
2021年5月10日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎二丁目19番10号
株式会社 4℃ホールディングス
(登記上社名 株式会社ヨンドシーホールディングス)
代表取締役社長 廣 田 亨

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前に電磁的方法（インターネット）又は書面（郵送）により、2021年5月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月27日（木曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
※会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第71期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第71期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

以 上


1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次の事項につきましては法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://yondoshi.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 会社の新株予約権等に関する事項
 - ② 連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結注記表
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 個別注記表従って、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://yondoshi.co.jp/>) に修正の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年5月27日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)




書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年5月26日(水曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年5月26日(水曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の票 XX 票

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の票の総数 〇〇〇〇〇〇

第2号議案

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

11. _____

12. _____

13. _____

14. _____

15. _____

16. _____

17. _____

18. _____

19. _____

20. _____

21. _____

22. _____

23. _____

24. _____

25. _____

26. _____

27. _____

28. _____

29. _____

30. _____

31. _____

32. _____

33. _____

34. _____

35. _____

36. _____

37. _____

38. _____

39. _____

40. _____

41. _____

42. _____

43. _____

44. _____

45. _____

46. _____

47. _____

48. _____

49. _____

50. _____

51. _____

52. _____

53. _____

54. _____

55. _____

56. _____

57. _____

58. _____

59. _____

60. _____

61. _____

62. _____

63. _____

64. _____

65. _____

66. _____

67. _____

68. _____

69. _____

70. _____

71. _____

72. _____

73. _____

74. _____

75. _____

76. _____

77. _____

78. _____

79. _____

80. _____

81. _____

82. _____

83. _____

84. _____

85. _____

86. _____

87. _____

88. _____

89. _____

90. _____

91. _____

92. _____

93. _____

94. _____

95. _____

96. _____

97. _____

98. _____

99. _____

100. _____

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に〇印
 - 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に〇印
 - 一部の候補者に反対する場合 >> **【賛】** の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第1、3、4号議案**
- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に〇印
 - 反対する場合 >> **【否】** の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

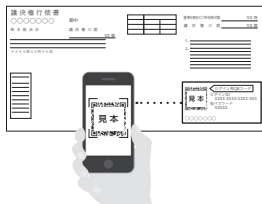
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

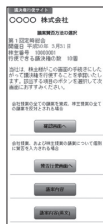
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

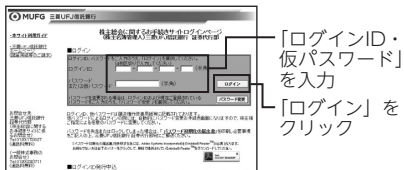
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

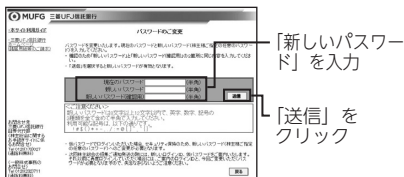
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2020年3月1日～2021年2月28日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が制限されるなか、企業業績の悪化や個人消費の落ち込みにより、極めて厳しい状況で推移いたしました。

流通業界におきましても、外出自粛要請や、店舗の休業・時間短縮営業の影響を受けたことに加え、雇用・所得環境の悪化からくる消費者マインドの更なる冷え込みが懸念されるなど、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のなか、当社グループは、第5次中期経営計画最終年度となる2020年度におきまして、引き続き「100年企業」「100年ブランド」の実現に向けて「人材の育成」「商品力の強化」「マーケット動向の把握」に取り組みました。そして、信頼性の高い企業グループの構築に向けCSR経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することによって企業価値の向上に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高394億49百万円(前期比12.3%減)、営業利益27億67百万円(前期比30.4%減)、経常利益31億95百万円(前期比25.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益16億22百万円(前期比34.5%減)となりました。また、重要な経営指標として定めている「のれん償却前営業利益」は32億64百万円(前期比27.0%減)となりました。

(2) 事業別営業の状況

【ジュエリー事業】

売上高	206億41百万円	(前期比 23.5%減)
営業利益	21億39百万円	(前期比 35.6%減)

ジュエリー事業を展開するエフ・ディ・シー・プロダクツグループは、3月下旬から5月末にかけて店舗の大規模な休業、時間短縮営業を行ったことに加え、11月中旬以降の新型コロナウイルス感染拡大の第3波の影響もあり店舗の売上高は前期を下回りました。一方、ECチャネルの売上高は前期比22.5%増と大きく上回りました。

その結果、売上高、営業利益ともに前期を下回りましたが、営業利益率は2ケタ台を維持することができました。

【アパレル事業】

売上高	188億7百万円	(前期比	4.6%増)
営業利益	8億96百万円	(前期比	18.3%増)

デイリーファッション「パレット」を展開する(株)アージュは、地域のお客様の生活を支える社会インフラの役割を果たすなか、生活関連商品の売れ行きが好調に推移し、売上高、営業利益ともに過去最高を更新いたしました。アスティグループは、海外生産拠点において、現地スタッフの増員によるサプライチェーンの維持に努めるとともに、経費削減に尽力することで、営業利益は計画を上回る推移となりました。

その結果、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

(3) 設備投資の状況

当期中において実施しました設備投資の総額は、7億22百万円（長期前払費用を含む）であります。

その主なものは店舗の出店、改装によるものであります。

(4) 対処すべき課題

流通業界におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が継続することが予測されるなか、雇用・所得環境の悪化による消費者マインドの更なる冷え込みも懸念され、厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況のもと、当社グループは、第6次中期経営計画の初年度となる2021年度において、経営環境の急激な変化に対し、当社グループの強みを最大限発揮することで、お客様の期待を越える商品・サービスを提供し、更なる成長を目指してまいります。

中核であるジュエリー事業において、ブランド価値向上への投資に積極的に取り組むとともに、アパレル事業では「パレット」の出店拡大、既存店の成長を推し進めることで第二の柱の確立を図り、強固な事業ポートフォリオの構築に取り組んでまいります。

また、信頼性の高い企業グループの構築に向け、CSR経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することにより、企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

以上により、独自性を持った強い企業グループを実現してまいりる所存でございます。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期 (2018年2月期)	第69期 (2019年2月期)	第70期 (2020年2月期)	第71期 当連結会計年度 (2021年2月期)
売 上 高 (百万円)	48,060	47,118	44,970	39,449
経 常 利 益 (百万円)	7,562	6,804	4,312	3,195
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,293	2,440	2,475	1,622
1株当たり当期純利益 (円)	207.09	96.03	112.18	75.00
純 資 産 額 (百万円)	53,399	43,587	39,588	39,543
総 資 産 額 (百万円)	66,321	59,934	53,737	53,000
1株当たり純資産額 (円)	2,077.02	1,883.28	1,822.10	1,844.69

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年2月28日現在)

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ	千円 400,000	% 100.0	ジュエリーの企画・製造・販売
(株)アスティ	千円 100,000	100.0	衣料品、服飾品の企画・製造・販売等
(株)アージュ	千円 100,000	100.0	衣料品、生活雑貨等の販売
(株)ハートフルアクア	千円 9,000	100.0 (25.0)	物流・商品検品・ビジネスサポート等
(株)アロックス	千円 35,750	(100.0)	物流業務の受託等
(株)アスコット	千円 50,000	(100.0)	ベビー服等の企画・製造・販売
(株)エフ・ディ・シー・フレンズ	千円 50,000	(100.0)	ジュエリーの販売
上海亜古亜商貿有限公司 (清算中)	万米ドル 210	100.0	ジュエリーの販売等
AS'TY VIETNAM INC.	万米ドル 134	(100.0)	バッグ等の製造・加工・輸出・販売

(注) 1. 「当社の議決権比率」欄の () は子会社の議決権比率 (内書) を表示しております。

(注) 2. AS'TY VIETNAM INC. は休眠会社としております。

③ 特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の帳簿価額
(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ	東京都品川区上大崎二丁目19番10号	百万円 13,198
(株)アスティ	広島市西区商工センター二丁目15番1号	13,667

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は38,009百万円であります。

(7) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

セグメント区分	事業区分	主な事業概要
ジュエリー事業	ジュエリーSPA	ジュエリーの企画・製造・販売 <主なブランド> 「4℃」(ヨンドシー) 「Canal4℃」(カナルヨンドシー) 「EAU DOUCE4℃」(オデュースヨンドシー)
アパレル事業	アパレルメーカー	商品企画力と海外生産拠点を強みとしたOEM、ODM
	デイリーファッション	「パレット」にて衣料品、生活雑貨等を販売

(8) 主要な事業所 (2021年2月28日現在)

① 当社

本社 (東京都品川区)

② 子会社

国内 (株)エフ・ディ・シィ・プロダクツ (東京都品川区)

(株)アスティ (広島市)

(株)アージュ (広島市)

(株)ハートフルアクア (東京都品川区)

(株)アロックス (広島市)

(株)アスコット (東京都品川区)

(株)エフ・ディ・シィ・フレンズ (東京都品川区)

海外 上海亜古亜商貿有限公司 (中国)

AS'TY VIETNAM INC. (ベトナム)

(注) 1. 上海亜古亜商貿有限公司は清算中でございます。

2. AS'TY VIETNAM INC.は休眠会社としております。

(9) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

従業員数	前期末比増減
1,356名	386名減

(注) 従業員数が前事業年度に比べて386名減少しておりますが、その主な理由は、AS'TY VIETNAM INC.が休眠会社になったことによるものでございます。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,487,324株（自己株式2,844,032株を除く）
- (3) 株主数 14,988名
- (4) 1単元の株式数 100株
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,254 千株	5.9 %
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,069	5.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	781	3.6
4℃ホールディングスグループ共栄会	771	3.6
株 式 会 社 伊 予 銀 行	739	3.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	724	3.4
尾 山 嗣 雄	405	1.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	372	1.7
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (三 井 住 友 信 託 銀 行 再 信 託 分 ・ 株 式 会 社 も み じ 銀 行 退 職 給 付 信 託 口)	352	1.6
住 川 志 満 子	340	1.6

- (注) 1. 当社は、自己株式2,844,032株を保有しておりますが、大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、2021年2月28日現在の発行済株式の総数である24,331,356株から自己株式株を除いた21,487,324株を基準に計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

・自己株式の取得

2020年10月12日開催の取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類及び総数 普通株式 300,000株

取得価額の総額 570,631,800円

取得した日 2020年10月13日より2021年1月13日まで

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長・CEO	木 村 祭 氏	(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ代表取締役会長 (株)アスティ代表取締役会長
代表取締役社長・COO	廣 田 亨	
取 締 役	岡 藤 一 朗	業務担当 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ取締役常務執行役員 (株)エフ・ディ・シー・フレンズ代表取締役会長
取 締 役	西 村 政 彦	財務担当
取 締 役	佐 藤 充 孝	
取 締 役 (常勤監査等委員)	岩 森 真 彦	(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 監査役
取 締 役 (監査等委員)	秋 山 豊 正	税理士法人タックス・マスター代表社員 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 監査役
取 締 役 (監査等委員)	榊 原 英 夫	富山大学名誉教授 立正大学名誉教授
取 締 役 (監査等委員)	北 川 展 子 (現姓：永房)	日本証券業協会法務参事 (株)高知銀行社外取締役 北川展子法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役佐藤充孝氏、取締役（監査等委員）秋山豊正、榊原英夫及び北川展子の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）秋山豊正氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）榊原英夫氏は、大学教授（会計学）として長年にわたる教育・研究の経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役佐藤充孝氏、取締役（監査等委員）秋山豊正、榊原英夫及び北川展子の各氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。
5. 当社は、執行役員等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査等委員を置いております。
6. 2020年5月28日をもって、代表取締役社長・COO瀧口昭弘氏、取締役相談役鈴木秀典氏は任期満了により退任いたしました。
7. 2020年5月28日をもって、取締役（監査等委員）神垣清水氏は辞任いたしました。
8. 取締役（監査等委員）北川展子氏は、婚姻により、永房姓となりましたが、旧姓の北川で弁護士業務を行っております。

(2) 取締役の報酬等

区 分	員数	報酬等の額
取締役 (監査等委員を除く)	7名	80百万円 (うち社外1名、3百万円)
取締役 (監査等委員)	5名	12百万円 (うち社外4名、6百万円)

- (注) 1. 上表には、2020年5月28日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名及び取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は2015年5月21日開催の第65回定時株主総会において、年額216百万円以内と決議されております。また別枠で、2016年5月19日開催の第66回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として、年額60百万円以内と決議されております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2015年5月21日開催の第65回定時株主総会において、年額24百万円以内と決議されております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額0百万円（取締役（監査等委員を除く）0百万円、取締役（監査等委員）0百万円）が含まれております。
5. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額17百万円（取締役（監査等委員を除く）16百万円、取締役（監査等委員）1百万円）が含まれております。
6. 上記報酬等の額のほか、社外取締役（監査等委員）1名が当社会社から受けた役員としての報酬額は1百万円です。
7. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして取締役（監査等委員を除く）7名に対して付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額4百万円が含まれております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員を除く）佐藤充孝氏、取締役（監査等委員）岩森真彦、秋山豊正、榊原英夫及び北川展子の各氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	当社との関係
取締役	佐藤 充孝	—	—	—
取締役 (監査等委員)	秋山 豊正	税理士法人タックス・マスター	代表社員	なし
		(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ	監査役	連結子会社
取締役 (監査等委員)	榊原 英夫	富 山 大 学	名誉教授	なし
		立 正 大 学	名誉教授	なし
取締役 (監査等委員)	北川 展子	日 本 証 券 業 協 会	法務参事	なし
		(株) 高 知 銀 行	社外取締役	なし
		北川展子法律事務所	弁 護 士	なし

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動内容
佐藤 充孝	当事業年度（2020年3月1日～2021年2月28日）に開催された取締役会全15回の全てに出席し、主に経営管理全般における経験や知見から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
秋山 豊正	当事業年度（2020年3月1日～2021年2月28日）に開催された取締役会全15回の全てに出席し、また、監査等委員会全15回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
榊原 英夫	当事業年度（2020年3月1日～2021年2月28日）に開催された取締役会全15回の全てに出席し、また、監査等委員会全15回の全てに出席し、主に会計学を研究する大学教授としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
北川 展子	2020年5月28日に取締役（監査等委員）に就任した後（2020年5月28日～2021年2月28日）に開催された取締役会全11回の全てに出席し、また、監査等委員会全10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 36百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 37百万円

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、新収益認識基準に係る助言業務についての対価を支払っております。

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- 2. 当該金額について、当社監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 基本的考え方

当社は、グループ会社の事業を統轄する持株会社として、企業価値を最大化する観点から、グループ会社に対し経営戦略、コンプライアンス、リスク管理等の基本方針を示すとともに、株主利益の最大化の実現とステークホルダーに不当な損害を与えないように、適正で効率的なグループ経営体制を整備・充実します。

さらにその継続的改善を図ることにより、健全で透明性の高い企業グループとして社会の信頼と責任に応えてまいります。

② 体制の整備

i. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、毎月定例に取締役会を開催し、当社及びグループ会社の業務の進行状況及び中期的な経営戦略に基づいた経営の重要事項について報告・審議及び決定を行うとともに、法令・定款及び業務分掌・職務権限規程等に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行を監督するものいたします。取締役会には、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）が出席し、取締役の職務執行の監視を行い、必要があれば意見を述べるものいたします。

コンプライアンス等の具体的な施策の検討・実施を効率的に運用する機能的な仕組みとして、代表取締役会長・CEOを委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体の内部統制システムの構築、維持・向上に向けた施策を実施するとともに、監査等委員も出席して内部統制システムの整備と運用状況を含め、取締役の職務執行の監視を行い、適宜意見を述べるものいたします。具体的には、グループガバナンス基本方針に基づき、グループ会社のコンプライアンスガイドラインの制定やグループ会社従業員が遵守すべき法令及び社内ルール等に関する教育・研修を指導・支援し、コンプライアンスの周知徹底を図るものいたします。

ii. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務権限規程に定める事項の執行に係る取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達及びコンプライアンス委員会議事録等を法令及び定款並びに文書取扱規程・重要文書取扱規程等に基づいて適切に保存・管理するとともに、情報の検索を容易にして、職務執行のトレーサビリティを実現するものいたします。

iii. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ会社のリスクマネジメント等の具体的な施策の検討・実施を効率的に運用する機能的な仕組みとして、代表取締役会長・CEOを委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、同委員会運営規程に基づき、その対策実施状況の把握、有効性の評価等を実施するものいたします。

また、同委員会には、監査等委員も出席して内部統制システムの構築と運用状況の監視を行い、適宜意見を述べるものいたします。具体的には、リスク管理基本方針に基づき、グループ会社のリスクの洗い出し、算定、評価、選定を行い、必要な施策を講じるとともに、重要なリスクについては適時開示するものいたします。

iv. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月定例に取締役会及び常務会を開催し、さらに、執行役員会を毎月開催することで、ボトムアップによる課題解決と社内意思統一の迅速化を図り、社内コミュニケーションの維持・向上と会社方針等の徹底を図るものいたします。

v. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ経営方針及びグループガバナンス基本方針に基づき、各社の企業価値の最大化を図るとともに、グループ全体のコンプライアンスを推進する体制をとるものいたします。

具体的には、関係会社社長会議を定期的で開催し、グループ経営方針の徹底とコンプライアンスを含めた課題の総合的解決を図るものいたします。

また、グループの合同監査会議を定期的で開催し、コンプライアンス等に関する情報の共有と課題の総合的解決を図るものいたします。

vi. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき体制として、監査室を設置し、その構成員を監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査等委員会の事務局業務を併せて担当させるものいたします。

業容の変化・拡大に対応して、補助すべき使用人の増員が必要な場合は、取締役と協議し、必要な人員の確保を図るものいたします。

vii. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、前項の使用人の人事評価・人事異動等は、その独立性を確保するため、取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得るものいたします。

viii. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程に定められた監査等委員会への報告事項のほか、取締役会に付議・報告する案件のうち、特に重要な事項は、事前に監査等委員会へ報告・説明し、意見交換をするものとしたします。

また、監査等委員は、取締役会、常務会、執行役員会、コンプライアンス委員会等、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の事業の遂行状況及びコンプライアンス状況等の報告を受けて、内部統制の実施状況を監視するほか、必要に応じて当該部門から報告を受け、併せて重要な文書も閲覧するものとしたします。

当社は、監査等委員会へ報告を行ったものに対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとしたします。

ix. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等につき、意見を交換し、相互理解を深めて改善に努めるものとしたします。

また、監査等委員会は、内部監査部門、財務部門及び必要に応じて会計監査人、顧問弁護士との緊密な連携を保つとともに、相互に牽制機能が働く良好な関係を維持するものとしたします。

そのほか、監査等委員会は、当社を中心としたグループ会社の監査役と内部監査部門との合同監査会議を定期的開催するなど、コンプライアンス等に関する情報の共有と課題の総合的解決を図るものとしたします。

x. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

xi. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスガイドラインに基づき、反社会的勢力や不当な圧力に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶いたします。

また、反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部を対応部署とし、顧問弁護士、所轄警察署等と連携の上、組織的に対応し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを強化するものとしたします。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要について

当社は、2015年5月21日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、並びに内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図りました。

当連結会計年度において、内部統制基本方針に基づき、内部統制システムを次のとおり運用しております。

- ① 当社グループにおける業務の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性向上及び関連法規の遵守を達成するための仕組みとして「コンプライアンス委員会」を設置しており、当連結会計年度は2回開催いたしました。
- ② 当連結会計年度において、当社グループ100店舗の実地監査を実施し、業務が法令・社内規程に則り、適正かつ適切に運用されていることを確認いたしました。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主の在り方に関し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値または当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②当社株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当社に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの、④当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付けの条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當なもの、⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会等の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下、「支配株式」という）の取得を目指す者及びそのグループ（以下、「買収者等」という）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務

及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現のための具体的な取り組みの概要

当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、「当社グループ」という）は、1950年創業以来脈々と受け継がれている「人間尊重」と「社会貢献」の基本理念のもと、変革を恐れず、挑戦し続ける企業文化を大切にしています。

そして、下記の経営理念及びコーポレートメッセージに基づく企業活動の実践により、ジュエリーやアパレルを中心としたファッションビジネスを通じてお客様の生活文化の向上に貢献することで、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を実現しております。当社及び当社グループの経営理念は、以下の4点をその基軸としております。

- ① 私達は、お客様に信頼される企業を目指します。
- ② 私達は、社員に夢を与える企業を目指します。
- ③ 私達は、社会に貢献できる企業を目指します。
- ④ 私達は、株主に期待される企業を目指します。

また、当社及び当社グループは、コーポレートメッセージとして、「当グループは、4℃ブランドを中心としたグローバルファッション創造企業として、お客様の一步先のニーズに応える、お客様の生活文化を向上させる企業であり続けます。」との理念を掲げています。

上記の基本理念のもと、当社及び当社グループは、安定した事業基盤、健全な財務体質、そして高い管理能力を誇っています。

事業面においては、ジュエリー事業にて展開している「4℃」ジュエリーの高いブランド力が強みです。また、工場生産から店頭小売までの機能を有するジュエリーSPA事業は、顧客満足を実現できる優れた事業モデルとなっております。その他にもアパレルOEM、小売等の複数の事業モデルが存在し、幅広い市場に対応することができます。さらに、持株会社という組織形態は、経営資源の「選択と集中」の進展に有効に機能しています。

中核事業であるブランドビジネスにおいては、取扱商品群はもとよりデザイン、品質、接客力、店舗空間、広告宣伝等、ブランドを構成する全ての要素の統一感を保つことによって、ブランドの毀損を起こさないよう、お客様の信頼を裏切らない経営と、取引先との厚い信頼関係を企業価値の源泉の中核としております。また、小売事業においてもストアブランドの確立を目指し、マーケットの動向を把握しながら精度の高いマーチャンダイジング能力、バイイング能力、店舗開発及び店舗運営能力の向上を目指してまいります。加えて、アパレルメーカー機能においても、商品企画力と海外生産拠点を背景とした品質・コスト競争力に強みを持った提案を特徴としております。

また、財務面においては、高い収益性を誇るジュエリー事業を中心に安定的な利益成長を実現しております。加えて、ROEを重要な経営指標の一つと捉え、資本効率の改善に取り組んでおります。自己資本比率につきましても、高い水準で維持しており、財務の健全性を保っております。

さらに、組織面においては、当社は、内部統制機能の強化を重要な課題と捉え、真摯に取り組んでおります。また、当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を導入し、取締役会が意思決定・監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担っております。これらに加えて、監査等委員会設置会社制度を採用し、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、内部統制を強化しつつ、中長期的な企業価値向上を図っております。さらには、持株会社である(株)ヨンドシーホールディングスの取締役または執行役員が、基本的に、各事業子会社の責任者を務めることにより、視野の広い意思決定を可能とし、かつ、経営者間のコミュニケーション密度を高め、グループ全体で、情報や課題を共有することで、グループ経営マネジメント力の強さと安定感を堅持しています。

もっとも、これらの当社及び当社グループの企業価値の源泉は、短期に完成できるものではなく、創業以来長年にわたり培ってまいりました有形無形の財産とお取引様及びお客様との強い信頼関係や絆がビジネスを支え、また、信頼されるコーポレートブランドの確立への布石であることは論を俟ちません。

このように、当社及び当社グループは、その企業価値の源泉を維持し、経営をさらに進化させ、企業価値をより一層高めることによって、全てのステークホルダーから信頼される特色ある企業グループを目指して取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続にしたがって定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下、「例外事由該当者」と総称します）によって経営方針の決定が支配されることに対し相当な措置を講じるため、2019年5月16日開催の当社第69回定時株主総会の承認に基づき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「現行プラン」という）について、現行プランを継続導入することの承認を得ております。

現行プランでは、大規模買付行為（当社が発行者である株券等に関する当社の特定株主の株券保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等がこれに該当します）を行おうとし、または現に行っている者（以下、「大規模買付者」という）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって例外事由該当者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとしています。また、現行プランにおいては、独立委員会による勧告を経たうえで、例外事由該当者に対する対抗措置として新株予約権の無償割当て等を行うことがあることが定められております。

(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

現行プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、現行プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、有効期間が3年と定められたうえで、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

※

(注) 本事業報告中の記載数値は、金額及び数量につきましては、表示単位未満を切捨て、比率その他につきましては四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	15,616	流動負債	6,802
現金及び預金	3,232	支払手形及び買掛金	3,148
受取手形及び売掛金	2,587	リース債務	54
商品及び製品	7,718	未払法人税等	643
仕掛品	285	賞与引当金	269
原材料及び貯蔵品	1,081	役員賞与引当金	25
前渡金	90	その他	2,661
未収入金	397	固定負債	6,654
その他	226	リース債務	58
貸倒引当金	△3	長期預り保証金	328
固定資産	37,383	繰延税金負債	3,861
有形固定資産	11,013	退職給付に係る負債	497
建物及び構築物	4,982	役員株式給付引当金	123
土地	5,492	資産除去債務	1,428
リース資産	28	その他	356
その他	510	負債合計	13,457
無形固定資産	2,932	純資産の部	
のれん	2,730	株主資本	35,458
リース資産	75	資本金	2,486
商標権	1	資本剰余金	7,208
その他	124	利益剰余金	31,978
投資その他の資産	23,438	自己株式	△6,215
投資有価証券	18,489	その他の包括利益累計額	4,055
長期貸付金	2	その他有価証券評価差額金	4,315
繰延税金資産	1,618	繰延ヘッジ損益	8
投資不動産	436	土地再評価差額金	△233
退職給付に係る資産	487	為替換算調整勘定	75
差入保証金	250	退職給付に係る調整累計額	△110
敷金	1,764	新株予約権	29
破産更生債権等	27	純資産合計	39,543
その他	417	負債純資産合計	53,000
貸倒引当金	△55		
資産合計	53,000		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		39,449
売上原価		18,155
売上総利益		21,294
販売費及び一般管理費		18,527
営業利益		2,767
営業外収益		
受取利息	115	
受取配当金	175	
投資不動産賃貸料	73	
為替差益	5	
その他	85	455
営業外費用		
支払利息	2	
投資不動産減価償却費	4	
投資不動産管理費用	8	
自己株式取得費用	3	
貸倒引当金繰入額	2	
保険解約損	4	
その他	2	27
經常利益		3,195
特別利益		
投資有価証券売却益	22	
新株予約権戻入益	52	
雇用調整助成金	463	
子会社整理損戻入額	28	567
特別損失		
減損損失	232	
投資有価証券評価損	63	
休業手当	405	
ブランド整理損	121	
子会社整理損	6	
店舗閉鎖損失	27	857
税金等調整前当期純利益		2,905
法人税、住民税及び事業税	1,182	
法人税等調整額	100	1,282
当期純利益		1,622
親会社株主に帰属する当期純利益		1,622

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,377	流動負債	11,517
現金及び預金	2,355	関係会社短期借入金	11,410
関係会社短期貸付金	652	リース債務	17
未収還付法人税等	299	未払金	28
その他	70	未払費用	6
		未払法人税等	29
		賞与引当金	3
		役員賞与引当金	0
		その他	20
固定資産	34,631	固定負債	134
有形固定資産	18	リース債務	16
建物	0	退職給付引当金	4
工具、器具及び備品	7	役員株式給付引当金	27
リース資産	11	その他	86
無形固定資産	36	負債合計	11,652
ソフトウェア	16	純資産の部	
リース資産	20	株主資本	26,292
投資その他の資産	34,576	資本金	2,486
投資有価証券	7,055	資本剰余金	4,066
関係会社株式	27,412	資本準備金	238
繰延税金資産	81	その他資本剰余金	3,827
その他	27	利益剰余金	25,976
資産合計	38,009	利益準備金	417
		その他利益剰余金	25,559
		別途積立金	6,794
		繰越利益剰余金	18,764
		自己株式	△6,236
		評価・換算差額等	34
		その他有価証券評価差額金	34
		新株予約権	29
		純資産合計	26,357
		負債純資産合計	38,009

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		2,431
営業総利益		2,431
販売費及び一般管理費		470
営業利益		1,960
営業外収益		
受取利息	106	
貸倒引当金戻入額	0	
その他	4	110
営業外費用		
支払利息	18	
自己株式取得費用	3	21
経常利益		2,049
特別利益		
新株予約権戻入益	52	
雇用調整助成金	3	56
特別損失		
休業手当	3	
投資有価証券評価損	0	3
税引前当期純利益		2,102
法人税、住民税及び事業税	93	
法人税等調整額	23	117
当期純利益		1,985

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月11日

株式会社ヨンドシーホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨンドシーホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンドシーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月11日

株式会社ヨンドシーホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨンドシーホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月12日

株式会社ヨンドシーホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 岩 森 真 彦 ㊟

監査等委員 秋 山 豊 正 ㊟

監査等委員 榊 原 英 夫 ㊟

監査等委員 北 川 展 子 ㊟

(注) 監査等委員 秋山豊正、榊原英夫及び北川展子の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、長期的な経営基盤の強化に努め、安定的・継続的な利益配当を行うことを基本方針としております。

この配当方針に基づき、第71期の期末配当につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当40円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は870,236,622円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年5月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者については、指名等諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。また、監査等委員から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

本議案及び第3号議案が承認可決されますと、取締役は監査等委員である取締役を含め9名、うち4名が社外取締役となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当
1	きむら さいし 氏 再任	代表取締役会長・CEO
2	おか ぶじ いちろう 再任	取締役常務執行役員業務担当
3	にしむら まさひこ 再任	取締役執行役員財務担当
4	ささ とうみつ たか 再任 社外 独立役員	社外取締役
5	ます だ ひでとし 新任	代表取締役社長・COO

(注) 上記に記載した当社における地位及び担当は、本議案が原案どおり可決された場合の内容を記載しております。

候補者番号

1

きむらさいし
木村祭氏 (1951年9月11日生)

所有する当社の株式数
46,400株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月	当社入社	2013年 3月	当社代表取締役会長
1992年 5月	当社取締役	2013年 3月	株式会社アスティ代表取締役会長(現)
2000年 3月	当社代表取締役専務	2018年 3月	当社代表取締役会長・CEO(現)
2001年 5月	株式会社アージュ代表取締役社長	2018年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長・CEO
2004年 3月	当社代表取締役副社長	2020年 5月	同社代表取締役会長(現)
2006年 9月	株式会社アスティ代表取締役副社長	(重要な兼職の状況)	
2007年 3月	当社代表取締役社長		
2007年 3月	株式会社アスティ代表取締役社長	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ	代表取締役会長
2007年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長	株式会社アスティ	代表取締役会長

取締役候補者とした理由

同氏は、グループ事業会社の社長をはじめ2007年に当社代表取締役社長に、2013年に代表取締役会長に就任するなど、重要な役職を歴任しており、経営者として十分な実績を有しております。経営管理全般における豊富な経験・知見に基づき、高いレベルでの経営管理とリーダーシップを発揮し、企業価値の創造に取り組んでおり、当社グループの企業価値向上に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

おかふじいちろう
岡藤一朗 (1964年9月12日生)

所有する当社の株式数
12,700株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2018年 5月	当社取締役執行役員エフ・ディ・シー・プロダクツ担当部長
2006年 3月	当社アパレル一部長	2019年 3月	当社取締役常務執行役員エフ・ディ・シー・プロダクツ第一事業部担当
2008年 3月	株式会社吉武 (現 株式会社アスコット) 代表取締役社長	2019年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・フレンズ 代表取締役会長
2011年 5月	株式会社三鈴代表取締役社長	2020年 3月	当社取締役常務執行役員 業務担当(現)
2015年 3月	当社執行役員三鈴担当	(重要な兼職の状況)	
2016年 3月	株式会社アスティ代表取締役社長		
2018年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 取締役常務執行役員(現)	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ	取締役常務執行役員
2018年 3月	上海亜古亜商貿有限公司代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

同氏は、グループ事業会社の社長など、重要な役職を歴任しており、経営者として豊富な経験と十分な実績を有しております。ファッション業界に関する卓越した知見を備えており、当社グループの企業価値向上に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

にし むら まさ ひこ
西 村 政 彦 (1962年5月11日生)所有する当社の株式数
21,000株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2015年 3月	当社取締役執行役員財務担当 (現)
2005年 3月	当社財務部長	2015年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 取締役執行役員 (現)
2008年 5月	当社取締役		

取締役候補者とした理由

同氏は、財務部長をはじめ主に財務・会計において重要な役職を歴任し、経営者として豊富な経験と実績を有しております。財務体質の強化、資金管理レベルの向上など、財務政策に関する卓越した知見を備えており、当社グループの企業価値向上に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

さ とう みつ たか
佐 藤 充 孝 (1948年10月3日生)所有する当社の株式数
一株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4月	株式会社三井銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行	2001年 6月	同社取締役
		2006年 6月	同社代表取締役社長
2000年10月	株式会社さくら銀行 (現 株式会社三井住友銀行)	2017年 4月	同社取締役相談役
	神田法人営業第一部長	2017年 6月	同社相談役
2001年 5月	株式会社共立メンテナンス入社 首都圏本部付部長	2018年 5月	当社社外取締役 (現)

社外

独立
役員

社外取締役候補者とした理由

同氏は、長きにわたり会社経営に携わり豊富なマネジメント経験を有しております。経営管理全般における豊富な経験・知見に基づき、当社の取締役会の意思決定及び監督機能の強化など、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 5月	株式会社アージュ入社 常務取締役	2021年 3月	当社常務執行役員社長室長(現)
2015年 3月	同社取締役常務執行役員	2021年 3月	株式会社アージュ代表取締役会長(現)
2017年 3月	当社執行役員アージュ担当	2021年 5月	株式会社エフ・ディ・シー・フレンズ 代表取締役会長(現)
2017年 3月	株式会社アージュ代表取締役社長		
2020年 3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 取締役(現)		

(重要な兼職の状況)

株式会社アージュ代表取締役会長
株式会社エフ・ディ・シー・フレンズ
代表取締役会長

取締役候補者とした理由

同氏は、グループ内のリテール事業を運営する会社の社長等、重要な役職を歴任しており、経営者として豊富な経験と十分な実績を有しております。店舗開発及び店舗運営を中心に、リテール事業に関する卓越した知見を備えており、当社グループの企業価値向上に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者としたしました。

- (注)
- 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 佐藤充孝氏は社外取締役候補者であります。
また、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため、確保することを義務付けている独立役員として指定し届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 佐藤充孝氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - 当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨を定めており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低限度額となります。これにより、当社は佐藤充孝氏との間に責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約は継続されます。
 - 当社は、取締役全員を被保険者として、役員賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、候補者は会社法第430条の3に規定する保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の岩森真彦氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者については、指名等諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。また、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

本議案及び岩森真彦氏の辞任について、各監査等委員である取締役において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

だけ した まさ ひろ
高 下 昌 宏 (1962年8月6日生)

所有する当社の株式数
1,000株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社三井銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入社	2013年9月	同社入社 東京法人部長
2001年4月	同社公共法人営業部グループ長	2018年2月	当社入社
2005年6月	同社法人審査第一部審査役	2018年3月	当社執行役員経営企画部長
2006年1月	同社横浜駅前法人営業第一部副部長	2019年3月	当社執行役員業務担当
2008年1月	SMBCフレンド証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会社) 出向 東京法人部付部長	2021年3月	当社執行役員監査室長(現)
		2021年5月	株式会社エフ・ディ・シー・ プロダクツ監査役(現)

(重要な兼職の状況)

株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり金融機関に勤務し、豊富な経験を有しているほか、当社にて業務部門の責任者として当社グループの企業価値向上に貢献してまいりました。その豊富な業務経験・知見に基づき、当社のガバナンス向上に貢献できる人材として適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注)
1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨を定めております。高下昌宏氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第425条第1項に定める額を限度として、賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 3. 当社は、取締役全員を被保険者として、役員賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、候補者は会社法430条の3に規定する保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2015年5月21日開催の第65回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬等の額（年額216百万円以内。但し使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）及び監査等委員である取締役の報酬等の額（年額24百万円以内）、2016年5月19日開催の第66回定時株主総会においてご承認いただきました、取締役に対しストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額（年額60百万円以内）とは別枠で、2018年5月17日開催の第68回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という）及び監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下、取締役と併せて「取締役等」という）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入についてご承認いただき今日に至っております。

今般、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行に伴い、株式報酬の決議事項が明確化された事を踏まえ、本株主総会において、本制度において付与ポイントの総数に上限を加える旨の改定につき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。改定後の本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任いただきたいと思います。

なお、本議案による本制度の一部改定は1事業年度当たりの付与ポイント数の上限を明確化するものであり、現行制度の内容を実質的に変更するものではなく、引き続き、当社グループの株式価値と・当社グループの株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

また、監査等委員会は、本議案の内容が企業価値の向上に対する適切な動機付けとなっているか等の観点から慎重な検討を行い、その内容は妥当であると判断いたしました。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり可決されますと、本総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は1名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記(6)のとおりとする）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式（以下、「対象株式」という）を取得し、当該信託を通じて取締役等に対して、当社及び当社の主要グループ子会社（以下、「対象子会社」といい、当社及び対象子会社を併せて、以下、「対象会社」という）が定める役員報酬に係る役員向け株式給付規程（以下、「役員株式給付規程」という）に従って、対象株式を給付する株式給付制度です。

なお、取締役、監査等委員である取締役及び監査役が対象株式の給付を受ける時期は、原則として取締役、監査等委員である取締役及び監査役の退任時となります。

(2) 対象者

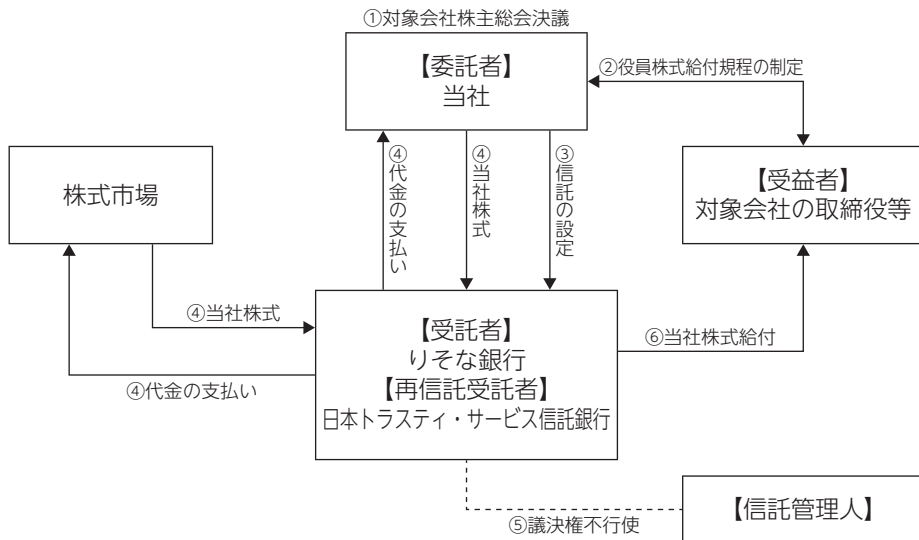
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役（社外取締役を除く）及び対象子会社の取締役、監査役（社外監査役を除く）としております。

(3) 対象期間

2019年2月末日で終了する事業年度から2020年2月末日で終了する事業年度までの2事業年度及び当該2事業年度の経過後に開始する2事業年度ごとの期間（以下、それぞれの2事業年度を「対象期間」という）としております。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営しております。



- ① 対象会社は、対象会社ごとに、株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ております。
- ② 対象会社は、対象会社ごとに、本制度の内容に係る役員株式給付規程を制定しております。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定しております。
なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとしております。

- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として対象株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の対象株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとしております。
- ⑥ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者の役位等に応じて対象者にポイントが付与されます。
退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の対象株式を給付します。
ただし、対象者が役員株式給付規程の定める要件を満たす場合にはポイントの一定割合について、対象株式の給付に代えて、対象株式の時価相当の金銭を給付できるものとしております。

（５）信託期間

2018年11月28日から本信託が終了するまでとしております（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします）。

なお、本制度は、対象株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了するものとしております。

（６）本信託に拠出される金員の上限

当社は、現在の対象期間の役員報酬として本制度に基づく対象者への給付を行うための株式の取得資金として、150百万円（うち当社取締役分140百万円、当社監査等委員である取締役分10百万円）を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす対象者を受益者とする本信託を設定しております。本信託は、当社が信託した金員を原資として、対象株式を、取引市場等を通じて取得しております。

なお、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、対象会社は対象期間ごとに、150百万円を上限として追加拠出を行います。

但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する対象株式（対象者に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する対象株式で対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます）及び金銭（以下、「残存株式等」という）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、対象会社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、150百万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします）を控除した金額としております。

(7) 信託による対象株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は上記(6)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 本制度対象者へ給付される対象株式数の算出方法及び上限

対象者には、各対象期間中の各事業年度における役員、担当、在任期間等に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案の承認後において、対象株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います)。

取締役等へ付与されるポイントの上限は、対象期間中の1事業年度あたり108,000ポイント(うち当社取締役分100,800ポイント、当社監査等委員である取締役分7,200ポイント)といたします。

(9) 本制度対象者への対象株式給付時期

原則として、対象者が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の対象株式を給付します。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、対象株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける権利があります。

なお、金銭給付を行うために、本信託により対象株式を売却する場合があります。

(10) 信託内の対象株式の議決権行使

本信託内の対象株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使としております。

(11) 信託内の対象株式の配当の取扱い

本信託内の対象株式に係る配当金は信託が受領し対象株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されます。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、対象株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、あらかじめ信託契約に定めることにより、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または対象会社と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しています。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

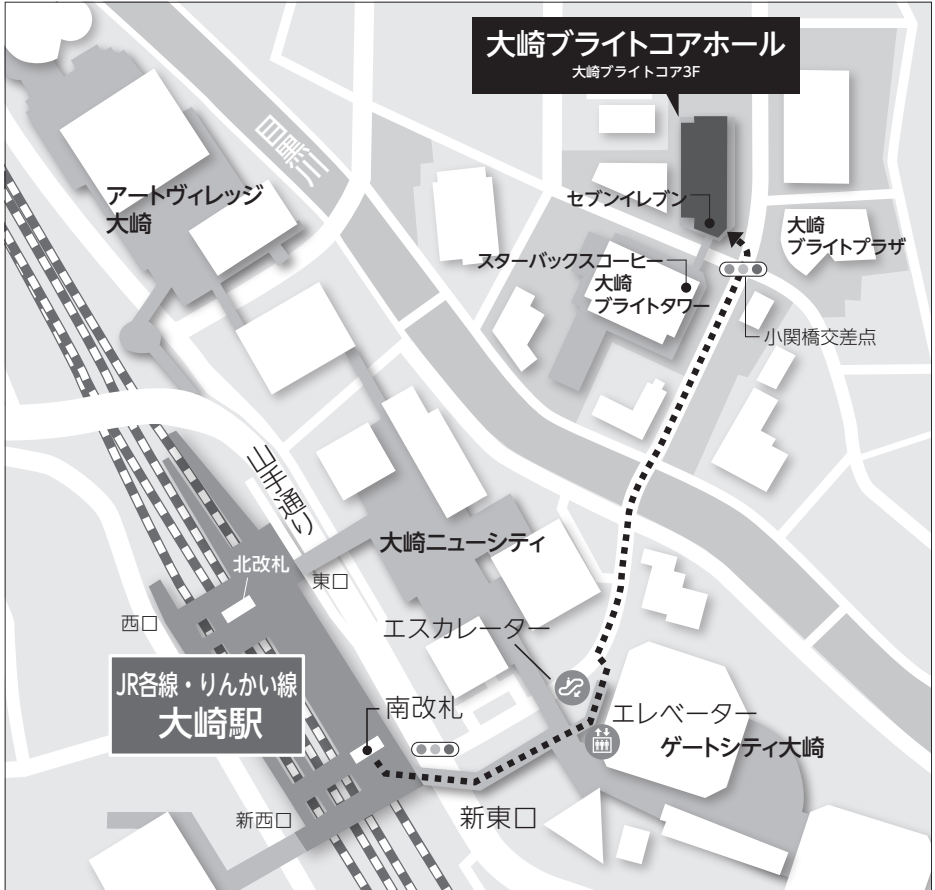
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

場所：東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階

会場：大崎ブライトコアホール

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。



<交通アクセス>

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線「大崎」駅より徒歩約5分